

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

P 編

海洋構造物等

鋼船規則検査要領 P 編

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 達 第 38 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 6 月 15 日 達 第 38 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

P14 防火構造及び脱出設備

P14.2 海底資源掘削船

P14.2.2 を次のように改める。

P14.2.2 防火構造

規則 14.2.2-8.(11)にいう「発熱量」については、R5.3.2 を参照すること ~~ISO による勧告~~
~~ISO 1716 : 2002 “Determination of calorific potential” により計測されたものとする。~~

附 則

1. この達は、2012 年 7 月 1 日から施行する。